

第357回兵庫県議会提出議案審査参考資料

1 令和3年度関係

(1) 第185号議案

令和3年度兵庫県病院事業会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・P. 2

2 令和4年度関係

(1) 第28号議案

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（関係部分）・・・・・・・・P. 4

(2) 第46号議案

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・P. 5

病 院 局

1 令和3年度関係

(1) 第185号議案 令和3年度兵庫県病院事業会計補正予算(第1号)

令和3年度補正予算計上予定額の概要

(単位:千円)

事項	令和3年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要						
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源							
収益的収支	146,737,629	4,202,622	345,324	4,079,412	△ 11,100	△ 211,014							
区 分		単位	県立10病院	指定管理病院		病院事業計							
				災害医療 センター	リハビリテ- ション病院								
稼 動 病 床 数	既決予定量	床	3,492	30	430	3,952							
	補正予定量		0	0	0	0							
	合計		3,492	30	430	3,952							
延患者数 入院患者数 (1日平均)	既決予定量	人	1,005,302 (2,754)	9,527 (26)	131,016 (358)	1,145,845 (3,139)							
	補正予定量		△ 134,795 (△ 369)	△ 941 (△ 2)	△ 15,894 (△ 42)	△ 151,630 (△ 414)							
	合計		870,507 (2,385)	8,586 (24)	115,122 (316)	994,215 (2,725)							
延患者数 外来患者数 (1日平均)	既決予定量	人	1,498,966 (6,194)	204 (1)	61,341 (253)	1,560,511 (6,448)							
	補正予定量		△ 11,342 (△ 47)	△ 1 (0)	△ 96 (0)	△ 11,439 (△ 47)							
	合計		1,487,624 (6,147)	203 (1)	61,245 (253)	1,549,072 (6,401)							
事業収益	既決予定額	千円	140,693,876	918,085 <2,439,999>	1,198,006 <7,451,517>	142,809,967							
	補正予定額		7,404,864	△ 7,511 <68,557>	△ 61,838 <114,931>	7,335,515							
	合計		148,098,740	910,574 <2,508,556>	1,136,168 <7,566,448>	150,145,482							
<p>【主な増減理由】</p> <p>(1) 入院収益 76,221 → 71,988百万円(△4,233百万円) 延患者数△151,630人 単価+6,713円</p> <p>(2) 外来収益 33,597 → 34,915百万円(+1,318百万円) 延患者数 △11,439人 単価 +974円</p> <p>(3) 医業外収益 14,119 → 22,647百万円(+8,528百万円) 新型コロナウイルス感染症空床補償補助金 (R3当初:5,757→R3決見:13,036(+7,279百万円))の増</p> <p>(4) 特別利益 59 → 2,370百万円(+2,311百万円) 退職給付引当金の取り崩しに伴う特別利益(1,912百万円)の増</p>													
事業費用	既決予定額	千円	144,621,538	918,085 <2,439,999>	1,198,006 <7,450,784>	146,737,629							
	補正予定額		4,271,971	△ 7,511 <52,798>	△ 61,838 <114,682>	4,202,622							
	合計		148,893,509	910,574 <2,492,797>	1,136,168 <7,565,466>	150,940,251							
<p>【主な増減理由】</p> <p>(1) 給与費 68,483 → 70,662百万円(+2,179百万円) 新型コロナウイルス対応特殊勤務手当等の増</p> <p>(2) 経費 21,546 → 22,666百万円(+1,120百万円) 清掃委託料等の実績増、はりま姫路開院準備経費の増</p> <p>(3) 特別損失 2,970 → 3,751百万円(+781百万円) 過年度損益修正損等の増</p>													
純 損 益 (たな卸除き)	既決予定額	千円	△ 3,927,662	0 <0>	0 <733>	△ 3,927,662							
	補正予定額		3,632,893	0 <15,759>	0 <249>	3,632,893							
	合計		△ 294,769	0 <15,759>	0 <982>	△ 294,769							
経 常 損 益 (たな卸除き)	既決予定額	千円	△ 1,016,946	0 <0>	0 <733>	△ 1,016,946							
	補正予定額		2,102,858	0 <15,759>	929 <1,178>	2,103,787							
	合計		1,085,912	0 <15,759>	929 <1,911>	1,086,841							
<p>※1 事業費用(県立10病院)の補正予定額には、令和3年度末のたな卸分を追加予算計上(500,000千円)。たな卸分は、令和4年度に費用化</p> <p>※2 下段〈〉書きは指定管理病院の予算を記載</p> <p>【県立10病院経常損益】 (単位:千円)</p>													
病院名	尼崎	西宮	加古川	丹波	淡路	こころ	こども	がん	姫路	粒子線		合計	
										粒子線	神戸陽子線	計	
経常損益	2,451,122	47,929	1,174,291	△ 358,583	469,521	△ 314,765	△ 121,809	△ 621,327	△ 408,081	△ 743,121	△ 489,265	△ 1,232,386	1,085,912

(単位：千円)

事 項	令和3年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
資本的収支	42,887,532	81,687	33,374	646,495	△ 495,100	59,429	(内部留保資金) △162,511

(支出区分内訳)

区 分	資本的支出	建設改良費	企業債 償還金	投資
既決予定額	42,887,532	32,894,681	9,652,961	339,890
補正予定額	81,687	200,707	32,340	△ 151,360
合計	42,969,219	33,095,388	9,685,301	188,530

(財源内訳)

区 分	資本的支出	財源内訳			
		国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
既決予定額	42,887,532	35,259	1,228,509	31,587,600	7,044,872
補正予定額	81,687	33,374	646,495	△ 495,100	59,429
合計	42,969,219	68,633	1,875,004	31,092,500	7,104,301

1 建設改良費	200,707	
・ 県立西宮総合医療センター（仮称）整備費		△ 391,100
・ 県立がんセンター建替整備費		△ 57,164
・ 新型コロナウイルス感染症対策整備費		603,833
・ その他建設改良費		43,224
・ 建設利息		1,914
2 企業債償還金	32,340	
企業債償還額精査に伴う増		
3 投資	△ 151,360	
(1) 粒子線治療料貸付金	△ 57,660 (86,490 →	28,830)
(2) 医師修学資金貸付金	△ 45,600 (120,000 →	74,400)
(3) 看護師修学資金貸付金	△ 31,100 (113,400 →	82,300)
(4) 敷金	△ 17,000 (20,000 →	3,000)

2 令和4年度関係

(1) 第28号議案 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例(関係部分)

ア 趣旨

兵庫県立はりま姫路総合医療センターの開設等診療機能の充実に伴う増員を行うとともに、短時間勤務に再任用される者の活用状況を明確化し、適正な定数管理を行うため、兵庫県病院事業職員定数条例を改正する。

- (ア) 常時従事する職員の定数を現行 6,525 人から 949 人増員して 7,474 人とする。
(本則第1条)

現 行①	改正後②	差引②-①
6,525	7,474	+949

- (イ) 短時間勤務再任用職員の数を 75 人以下とする。(附則第4項)

現 行①	改正後②	差引②-①
70	75	+5

イ 改正内容

- (ア) 新病院整備に向けた対応

- ① 兵庫県立はりま姫路総合医療センターの開院 [+816 人]
 - ② 兵庫県立丹波医療センターのフルオープン [+29 人]
 - ③ 西宮総合医療センター(仮称)の開設準備(令和7年度開設予定) [+5 人]
 - ④ 新がんセンターの開設準備(令和7年度開設予定) [+3 人]
- 小計 [+853 人]

- (イ) 診療機能の充実

- ① 医療機能の充実に伴う医師の増員 [+5 人]
 - ② 診療報酬基準、医療ニーズへの適切な対応に伴う体制整備 [+15 人]
 - ③ 看護体制の適切な維持 [+60 人]
 - ④ その他 [+16 人]
- 小計 [+96 人]

ウ 施行期日

令和4年4月1日

(2) 第46号議案 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例

- (1) 医師の確保により安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったことに伴い、兵庫県立淡路医療センターの診療科目について所要の整備を行う。
- (2) 兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける精神病床の確保のため、兵庫県立ひょうごこころの医療センターにおける病床を削減する。
- (3) 近年の患者の動向の変化等を考慮し効率的な病院運営を図るため、兵庫県立がんセンターにおける病床を削減する。

1 制定の概要

- (1) 兵庫県立淡路医療センターの診療科目に、糖尿病・内分泌内科を追加する（第2条関係）。
- (2) 兵庫県立ひょうごこころの医療センターの病床数を462床（現行478床）とする（第2条関係）。
- (3) 兵庫県立がんセンターの病床数を360床（現行400床）とする（第2条関係）。

2 施行期日

令和4年4月1日

2月定例会提出議案（条例等関係）について

【令和4年度関係】

1 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

- ・ 栄養士免許の発行について、一定の審査が必要であることから、栄養士免許の発行に係る手数料を、栄養士免許申請の審査に係る手数料に変更する。
- ・ 他の公立専修学校と比較し、差異が生じている兵庫県立総合衛生学院の本校（以下「本校」という。）の授業料等について、学科ごとの他校との均衡、準拠している基準と法律上の位置付けを踏まえ、見直しを行う。

(1) 改正の概要

ア 「栄養士免許手数料」を「栄養士免許申請手数料」に改める（別表第4関係）。

イ 本校の授業料、入学料及び入学検査料の額を改定することとし、当該授業料等の徴収に係る規定の整備を行う（第4条及び別表関係）。

学 科	現 行			改正案		
	授業料	入学料	入学 検査料	授業料	入学料 ※	入学 検査料
助産学科	118,800	5,650	2,200	150,000	16,000 (24,000)	13,000
看護学科				93,000	16,000 (24,000)	4,400
歯科衛生学科				207,000	17,000 (26,000)	5,800

※ 県外居住者は額を1.5倍とする。（（ ）内）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和4年4月1日。ただし、(1)イは令和6年4月1日とする。

イ 経過措置

(1)イの施行の日前に在学している者の授業料の額については、なお従前の例による。

2 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

- ・ 保険料の未納及び給付費の伸びにより後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の財政に不足が生じた場合等の財源として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、本県に後期高齢者医療財政安定化基金を設置している。
- ・ 当該基金の財源は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定により、広域連合の拠出金、県の繰入金及び国の負担金がそれぞれ3分の1ずつとされており、広域連合の拠出金の額は、2年ごとの期間における広域連合の療養の給付等に要する費用の見込額に同令の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（以下「標準拠出率」という。）を標準として条例で定める割合（以下「条例拠出率」という。）を乗じて算定している。
- ・ このたび、令和4年度及び令和5年度の標準拠出率が令和2年度及び令和3年度の標準拠出率と同率に据え置かれたことに伴い、条例拠出率についても同率に据え置くとともに、現在の当該基金の残額、資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、広域連合に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行う。

(1) 制定の概要

令和4年度及び令和5年度における条例拠出率は、0とする（附則第3項関係）。

(2) 施行期日

令和4年4月1日

3 歯及び口腔の健康づくり推進条例

- ・ 歯及び口腔は、噛むこと、飲み込むこと、発音することなどの人が生きる上で欠かせない機能を担っており、歯及び口腔の健康は、生涯にわたり健康で質の高い生活を送るための基礎となる。これを踏まえ、本県では、平成23年に健康づくり推進条例を制定し、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり並びに心の健康づくりを柱として、県民の総合的な健康づくりを進めてきた。
- ・ 近年、口腔機能の衰えが、心身の機能を低下させること、ひいては介護を要する状態となる原因となることが明らかになった。このことから、口腔機能の衰えに早期に気づき、改善し、及び未然に防ぐことにより口腔機能を維持するオーラルフレイル対策が進められてきている。また、障害者、介護を要する者等に対する適切な口腔衛生の管理及び口腔機能の維持向上のための支援が、誤嚥性肺炎の予防及びこれらの者の健康の保持増進に寄与することも明らかになってきた。
- ・ 歯及び口腔の健康は、子どもの健やかな成長の促進や、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防など、全身の健康に重要な役割を果たしている。人生100年時代を見据え、乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたる切れ目のない歯及び口腔の健康づくりを更に推進するとともに、災害の発生や感染症のまん延による社会環境の変化に応じて、歯及び口腔の健康づくり

の推進のための体制を整備していく必要がある。

- このような状況に鑑み、県民一人一人の主体的な歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを促すとともに、全ての県民が、その居住する地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じて、適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる体制を整備し、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者が相互に連携を図りながら、県民の生涯にわたる歯及び口腔^{くわう}の健康づくりをより一層推進していくため、この条例を制定しようとする。

(1) 制定の概要

1 基本方針（第1条関係）

- (1) 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりは、生涯にわたる健康づくりのため、むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の推進並びに口腔機能^{くわう}の維持向上に総合的に取り組むことにより推進されなければならないものとする。
- (2) 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりは、その居住する地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じた歯科保健医療サービスの提供及び必要な支援が受けられるよう推進されなければならないものとする。
- (3) 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりは、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならないものとする。

2 定義（第2条関係）

- (1) 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療等業務（歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する法律に規定する歯科医療等業務をいう。）に従事する者をいう。
- (2) 医療関係者 医療に関する業務に従事する者（歯科医療関係者を除く。）をいう。
- (3) 教育保育関係者 教育又は保育に関する業務に従事する者であって、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関わるものをいう。
- (4) 福祉関係者 介護、社会福祉又は障害福祉に関する業務に従事する者であって、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関わるものをいう。
- (5) 食育関係者 栄養指導、食生活に関する相談その他の食育の推進に係る活動に携わる者であって、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関わるものをいう。
- (6) 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。
- (7) 医療保険者 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する保険者及び後期高齢者医療広域連合をいう。

3 県の責務（第3条関係）

- (1) 県は、1に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- (2) 県は、地域の特性に応じた歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを推進するため、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その

他の関係者と相互に連携を図りながら、歯科保健医療サービスの提供体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市町の責務（第4条関係）

市町は、基本方針にのっとり、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に携わる人材の確保等の体制の整備その他のその地域の特性に応じた歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

5 歯科医療関係者等の責務（第5条関係）

- (1) 歯科医療関係者は、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者による歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する取組に協力し、当該取組を促進するための知識の普及啓発に努めるものとする。
- (2) 医療関係者は、医科及び歯科相互間の疾患の予防及び治療における連携及び情報の共有を図って、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (3) 教育保育関係者は、乳幼児、児童、生徒又は学生の歯及び口腔^{くわう}の健康状態に注意するとともに、これらの者の適切な食習慣及び歯磨きの習慣の定着に資する取組の実施、歯科健診を受ける機会の確保その他の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (4) 福祉関係者は、障害者、介護を要する者その他の福祉サービスを必要とする者の口腔衛生^{くわう}の管理に努めるとともに、これらの者が適切に歯科保健医療サービスを受けられる体制の整備その他の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (5) 食育関係者は、その活動を通じて、県民の健全な食生活の実現及び適切な食習慣の定着に努めるものとする。
- (6) 歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者その他の関係者は、県及び市町が実施する歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

6 事業者及び医療保険者の責務（第6条関係）

- (1) 事業者は、その従業員に対する歯科保健医療サービスを受ける機会の確保並びに歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (2) 医療保険者は、医療保険加入者（高齢者医療確保法に規定する加入者及び被保険者をいう。以下同じ。）が歯科保健医療サービスを受ける機会の確保その他医療保険加入者の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に努めるものとする。
- (3) 事業者及び医療保険者は、県及び市町が実施する歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

7 県民の責務（第7条関係）

- (1) 県民は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりが全身の健康の維持増進に寄与することを踏まえ、自ら歯及び口腔^{くわう}の健康に関する知識と理解を深め、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに努めるものとする。

(2) 県民は、定期的に歯科健診を受け、歯科医師及び歯科衛生士に適宜相談をすることにより自らの歯及び口腔の状態を把握するとともに、必要に応じて歯科医療又は保健指導を受けることによりその状態の改善に努めるものとする。

(3) 父母その他の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。）は、子どもの歯及び口腔の健康状態に注意し、子どもの歯科疾患の予防及び早期治療、適切な食習慣及び歯磨きの習慣の定着、口腔機能の健やかな発達の促進その他の子どもの歯及び口腔の健康づくりの推進に取り組むよう努めるものとする。

8 生涯にわたる歯及び口腔の健康づくり（第8条関係）

県は、生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 県民の生涯にわたる全身の健康づくりのため、県民が歯及び口腔の健康づくりに主体的に取り組むための情報の提供、知識の普及啓発及び意識の向上

(2) かかりつけの歯科医を持つこと並びに定期的な歯科健診の受診及び必要に応じた歯科医療又は保健指導を受けることの促進

(3) 食育を通じた健全な食生活の実現及び適切な食習慣の定着

(4) 喫煙による歯及び口腔の健康への悪影響の防止

9 妊産婦に対する歯及び口腔の健康づくり（第9条関係）

県は、母体の健康の保持並びに胎児及び乳児の健全な発育のため、妊産婦を対象とした歯科健診及び保健指導の充実に関する施策を実施するものとする。

10 乳幼児期及び学齢期における歯及び口腔の健康づくり（第10条関係）

県は、子どもの健やかな成長を促し、乳幼児期及び学齢期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) フッ化物を用いること等の科学的根拠に基づくむし歯の予防

(2) 適切な食習慣及び歯磨きの習慣を定着させるための保健指導及び健康教育の充実による歯肉炎の予防

(3) 食育を通じて十分に咀嚼して食べる習慣を定着させること等による口腔機能の健やかな発達の促進

11 青年期及び成人期における歯及び口腔の健康づくり（第11条関係）

県は、青年期及び成人期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 糖尿病その他の生活習慣病の重症化を予防する観点からの歯周病の予防、早期発見及び症状改善に関する取組の促進

(2) むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防及び早期発見のための定期的な歯科健診及び保健指導を受ける機会の確保

12 高齢期における歯及び口腔の健康づくり（第12条関係）

県は、高齢期における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する

施策を実施するものとする。

- (1) むし歯又は歯周病による歯の喪失の予防
- (2) オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の低下を早期に把握し、回復させ、及び未然に防ぐための取組をいう。以下同じ。）の推進並びにオーラルフレイル対策の重要性に関する知識の普及及び啓発
- (3) 口腔機能の維持向上を通じた介護予防（介護保険法に規定する介護予防をいう。）に関する取組の促進

13 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくり（第13条関係）

県は、口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 心身に障害のある者、介護を必要とする者、退院支援（退院後の適切な療養のための支援をいう。）を必要とする者、認知症である者、医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に規定する医療的ケア児をいう。）その他の口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者が、適切に口腔衛生の管理、歯科健診、歯科医療及び保健指導を受けられる体制の整備並びにこれらの者の介護又は支援に携わる者に対する支援
- (2) 誤嚥性肺炎（嚥下に伴う肺炎をいう。）を予防するための適切な口腔衛生の管理及び口腔機能の維持向上
- (3) 健康状態の悪化の原因となる栄養不足の予防のための口腔機能の維持向上
- (4) 多職種連携（歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者その他の関係者の連携をいう。）の体制の整備及び地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築

14 歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制の整備（第14条関係）

県は、歯及び口腔の健康づくりの推進のための体制を整備するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 居住する地域にかかわらず、適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる体制の整備
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに携わる人材の安定的な確保、養成及び資質の向上
- (3) 周術期（手術の前後にわたる期間をいう。）の患者及びがん、糖尿病その他の疾患を有する患者の口腔機能の管理を適切に行うための医療関係者と歯科医療関係者の連携の推進及びかかりつけの診療所の歯科医と病院の専門医の連携の推進
- (4) 災害の発生時又は感染症のまん延時における中長期的な歯科保健医療サービスの提供体制の確保及び当該提供体制の平時からの整備

15 実態調査等（第15条関係）

県は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの取組状況、歯科疾患に関する実態並びに健康づくり推進条例に規定する基本計画及び実施計画の進捗を把握するため、おおむね5年ごとに調査を実施し、当該調査の結果を、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策に反映させるものとする。

16 その他歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進のための措置（第16条関係）

8から15までに定めるもののほか、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

17 啓発月間（第17条関係）

県は、県民の間に広く歯及び口腔^{くわう}の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりが積極的に行われるようにするため、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する啓発月間を設けるものとする。

18 財政上の措置（第18条関係）

県は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

19 補則（第19条関係）

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

(2) 施行期日

令和4年4月1日

4 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター	大阪市城東区東中浜1丁目5番1号 社会医療法人大道会 理事長 大道 道大 [指定理由] (1) 長年にわたる脳性麻痺等の肢体不自由児者に対する診療やリハビリテーション治療の提供、医療ソーシャルワーカーによる障害児者やその家族に対する支援業務等の優れた実績を有しており、センター開設以降も指定管理者として適切に管理運営している。 (2) 当該施設は無床診療所であるため、患者に入院による集中リハビリや手術が必要な場合、これに対応可能な病院と連携する必要があるが、社会医療法人大道会が運営するボバース記念病院は、センターに近接するとともに、乳児から高齢者まで幅広い年齢を対象に継続的な治療を行っており、相互の連携を通じたセンターの発展が期待できる。	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

【令和3年度関係】

1 県が保有する債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例

- ・ 本県は、阪神・淡路大震災で被災し、更に平成10年及び平成11年に発生した新湊川浸水災害により被災した者（以下「被災者」という。）の生活の支援を図るため、被災者に対して生活復旧資金の貸付事業を行う社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対し、当該事業に必要な資金（以下「生活復旧資金貸付事業資金」という。）を貸与している。
- ・ 新湊川浸水災害の発生から20年余りが経過し、被災者の高齢化が進む中で、協議会が被災者に貸し付けた生活復旧資金の償還が困難となっていることから、本県が協議会に生活復旧資金貸付事業資金として貸与した貸付金の免除に係る事務を円滑に進めることができるよう、所要の整備を行う。

(1) 制定の概要

知事が議会の議決を経ずに返還を免除することができる貸付金に、協議会に対して貸与した生活復旧資金貸付事業資金を追加する（第2条関係）。

(2) 施行期日

公布の日

2 健康づくり推進プラン（第3次）の策定

- ・ 兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）の計画期間が終了することから、県民の健康をめぐる現状を踏まえ、県民の健康づくりを更に推進するため、兵庫県健康づくり推進プラン（第3次）を定める。

(1) 制定の概要

I 基本的事項

1 プランの位置付け

健康づくりと疾病予防の取組を社会全体で推進するため、健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）第8条に基づく基本計画として策定

2 プランの期間

令和4年度～8年度（5年間）

II 県民の健康づくりを取り巻く情勢

1 急速な少子高齢化の進展

- ・ 合計特殊出生率は平成22（2010）年以降横ばいであったが、平成27（2015）・28（2016）年に上昇後、低下傾向
- ・ 出生数も平成22（2010）年以降毎年減少

- ・ 高齢化率は年々高くなっており、令和7年（2025）年には30%を超えると推計

2 平均寿命・健康寿命の状況

- ・ 平均寿命と健康寿命はいずれも延びているがその差は縮まっていない。

区 分		兵 庫 県			全 国		
		平均寿命	健康寿命	差	平均寿命	健康寿命	差
H22 (2010)	男	79.66	78.28	1.38	79.64	78.17	1.47
	女	86.09	83.02	3.07	86.39	83.16	3.23
H28 (2016)	男	81.23	79.77	1.46	80.98	79.47	1.51
	女	87.34	84.14	3.20	87.13	83.84	3.29

（厚生労働省「厚生労働科学研究」）

3 新型コロナウイルス感染症が県民の健康づくりへ与えた影響

- ・ 特定健診、がん検診、歯科健診などの受診控え
- ・ 運動量の減少による体力低下、高齢者のフレイル
- ・ 在宅勤務での私的空間における意図しない受動喫煙機会の増大
- ・ 学校・園での歯みがき機会の減少
- ・ 仕事や家庭環境の変化、将来への不安、育児不安などによる心身の不調 など

III 目標

県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現

IV 基本方針

- ・ ライフステージに対応した取組の強化
- ・ 健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進
- ・ 社会全体として健康づくりを支える体制の構築
- ・ 多様な地域特性に応じた支援の充実

V 分野別方針

1 生活習慣病予防等の健康づくり

(1) 主体的な健康づくりに向けた県民意識の向上

- ・ 特定健診・がん検診の受診促進
- ・ ビッグデータを活用した県民の健康づくり支援

(2) 栄養・食生活の改善

- ・ 食育推進計画（第4次）（令和4年度～令和8年度）の推進
- ・ 若い女性のやせ対策

(3) 身体活動（運動・生活活動）の増加

- ・ 運動に取り組みやすい環境づくり
- ・ ICT機器を活用した健康づくりの普及啓発

(4) たばこ（受動喫煙）対策の推進

- ・ 子どもや妊産婦等の喫煙・受動喫煙対策の推進
- ・ 受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）に基づく対策の推進

- (5) 次世代への健康づくり支援
 - ・ 親子の健康づくりの推進
 - ・ 不妊治療の支援強化及び男性不妊の理解促進
- (6) 高齢者の健康づくり支援
 - ・ 兵庫県版フレイル予防・改善プログラムの活用促進
 - ・ 転倒防止・筋力維持向上のためのロコモ対策の充実
- (7) 感染症その他の疾病予防
 - ・ 感染症予防・アレルギー疾患に関する啓発等
 - ・ 熱中症予防の普及啓発
- 2 歯及び口腔^{くわう}の健康づくり
 - (1) 総合的な推進
 - ・ ライフステージに応じた歯科・口腔^{くわう}保健サービスの推進
 - ・ 8020運動の推進
 - (2) 次世代への支援
 - ・ 妊婦歯科健診・歯科保健相談事業等の推進
 - ・ 教育委員会・学校・保育関係者と連携した健康教育の推進
 - (3) 青年期・成人期の取組
 - ・ 大学等での歯科保健対策の実施促進
 - ・ 職域での歯科健診の受診促進
 - (4) 高齢期の取組
 - ・ オーラルフレイルの予防による全身虚弱や認知症の予防
 - ・ かかりつけ歯科医や歯科衛生士による認知症、要介護状態の予防の推進
 - (5) 配慮を要する方への支援
 - ・ 介護者や介護職等が行う日常の口腔^{くわう}ケア支援の推進
 - ・ 多職種連携及び地域包括ケア体制の整備
 - (6) 体制の整備
 - ・ 市町における歯科口腔^{くわう}保健の体制整備
 - ・ 口腔^{くわう}機能管理に向けた医療関係者と歯科医療関係者の連携体制づくり
- 3 こころの健康づくり
 - (1) ライフステージに対応した取組
 - ・ 不安を抱える女性の相談窓口の開設
 - ・ アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症対策
 - (2) 認知症施策の推進
 - ・ 認知症予防・早期発見の推進、医療体制の充実、地域支援ネットワークの強化
 - ・ ケア人材の育成、若年性認知症施策の推進
 - (3) 精神障害者への支援
 - ・ 地域移行支援・地域定着支援の推進
 - ・ 精神障害者の支援体制の充実
- 4 健康危機事案への対応

(1) 災害時における健康確保対策

- ・ 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との調整による平時からの支援体制づくり
- ・ 避難所における二次的健康被害の予防、要支援者への対応

(2) 食中毒の発生予防・拡大防止

- ・ 正しい知識の普及、事業者への指導、健康危機ホットラインの設置
- ・ 発生時の迅速な原因究明、情報発信、拡大防止のための指導

(3) 感染症の発生予防・拡大防止

- ・ 海外での発生状況や新たな感染症発生情報等の収集・提供、相談窓口の設置
- ・ 予防対策の普及啓発、患者支援、拡大防止のための指導

(2) 施行期日

公布の日

閉会中の継続調査事件一覧

令和3年度

健康福祉常任委員会

件名	項目	調査理由
1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉施策の推進について ・人権啓発施策の推進について ・国民健康保険事業等の推進について 	<p>成長から成熟に向けた社会構造の転換期にあつて、県民一人ひとりが自立するとともに、他者との共生の中で、地域の一員として元気に活動し、安心して暮らせる社会の構築が求められている。</p> <p>このため、地域福祉・援護対策、国民健康保険事業、人権啓発施策等について調査する。</p>
2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の地域生活を支える施策等の推進について ・子ども・子育て支援の推進について ・児童虐待・DV防止対策等の推進について 	<p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の構築が求められている。</p> <p>また、だれもが安心して子どもを生み育てることができ、地域社会との関わりや家庭の中で、すべての人が個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会の実現が求められている。</p> <p>このため、高齢者の保健福祉対策、介護保険制度、子ども・子育て施策、児童虐待・DV防止対策について調査する。</p>
3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会づくりの推進について ・障害者の生活基盤づくりとくらし支援の推進について ・自殺防止対策の推進について 	<p>障害者が自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重されるとともに、新たに制定した「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」に基づき、地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う社会の構築が求められている。</p> <p>このため、障害者の生活基盤づくりと社会参加の推進、自殺対策について調査する。</p>
4 医療確保と健康づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の推進について ・生涯を通じた健康づくりの推進について ・認知症施策の推進について ・医薬品等の安全対策の推進について ・生活衛生の推進について ・県立病院の運営について 	<p>地域間や診療科目間での医師偏在等による地域医療体制への不安、生活習慣病等に対する健康づくりや医薬品等の安全性への関心の高まりなどから、県民が生涯にわたり健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められている。</p> <p>このため、地域医療の確保、生涯を通じた健康づくりと認知症対策、医薬品等の安全対策、生活衛生の確保対策について調査する。</p> <p>また、県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくりに向けた、県立病院の運営について調査する。</p>
5 感染症等対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の推進について ・ワクチン対策の推進について ・がん等の疾病対策の推進について 	<p>新型コロナウイルスなど新たな感染症の発生や、がん・難病等の罹患に対する危機感から、県民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められている。</p> <p>このため、新型コロナウイルス等の感染症対策、新型コロナウイルスワクチン対策、がん・難病等の疾病対策について調査する。</p>

